

令和5年4月25日

令和5年度第1回美浦村定例教育委員会議案

美浦村教育委員会

日 時 令和5年4月25日(火) 午前9時30分
場 所 美浦村役場 3階 委員会室

日 程

- 1 開会
- 2 付議事項
 - 議案第1号 美浦村立美浦幼稚園運営規程の一部を改正する規程
 - 議案第2号 美浦村立大谷保育所運営規程の一部を改正する規程
 - 議案第3号 美浦村立木原保育所運営規程の一部を改正する規程
- 3 協議事項
 - 協議第1号 令和5年度美浦村一般会計補正予算に係る意見聴取について
- 4 報告事項
 - 報告第1号 教育長職務代理者の指名について
 - 報告第2号 美浦村学校教育指導方針について
 - 報告第3号 美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
 - 報告第4号 美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例
 - 報告第5号 美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
 - 報告第6号 美浦村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 5 その他
- 6 閉会

議案第1号

美浦村立美浦幼稚園運営規程の一部を改正する規程

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和5年4月25日提出

美浦村教育委員会教育長 山崎満男

美浦村立美浦幼稚園運営規程の一部を改正する規程

美浦村立美浦幼稚園運営規程（平成27年美浦村教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「教諭8人」を「教諭5人」に改める。

第8条及び第10条中「法第19条第1項」を「法第19条」に改める。

別表1を別表1（第7条関係）とし、同表アルバム代の項金額の欄中「学期4, 860円 年 14, 580円」を「1冊 14, 580円」に改める。

附 則

この訓令は、告示の日から施行し、改正後の美浦村立美浦幼稚園運営規程の規定は令和5年4月1日から適用する。

美浦村立美浦幼稚園運営規程（平成27年美浦村教育委員会訓令第5号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（職員の職種、員数及び職務の内容）</p> <p>第3条（略）</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) <u>教諭8人</u></p> <p>教諭は、教育に従事し、教育改革の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。</p> <p>(5)～(11)（略）</p> <p>（学級編成・利用定員）</p> <p>第8条 園児は、<u>法第19条第1項第1号</u>の子ども（保育を必要としない3歳以上児）とし、学級編成は、1学級の園児数は、3歳児学級は20人以下とし、4歳児学級及び5歳児学級は35人以下とする。</p> <p>2（略）</p> <p>（利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項）</p> <p>第10条（略）</p> <p>2 園児が次のいずれかに該当するときは、教育の提供を終了するものとする。</p> <p>(1) <u>法第19条第1項第1号</u>に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。</p> <p>(2)（略）</p> <p>(3)（略）</p>	<p>（職員の職種、員数及び職務の内容）</p> <p>第3条（略）</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) <u>教諭5人</u></p> <p>教諭は、教育に従事し、教育改革の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。</p> <p>(5)～(11)（略）</p> <p>（学級編成・利用定員）</p> <p>第8条 園児は、<u>法第19条</u> 第1号の子ども（保育を必要としない3歳以上児）とし、学級編成は、1学級の園児数は、3歳児学級は20人以下とし、4歳児学級及び5歳児学級は35人以下とする。</p> <p>2（略）</p> <p>（利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項）</p> <p>第10条（略）</p> <p>2 園児が次のいずれかに該当するときは、教育の提供を終了するものとする。</p> <p>(1) <u>法第19条</u> 第1号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。</p> <p>(2)（略）</p> <p>(3)（略）</p>

別表1 _____ (略)

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
(略)		(略)
アルバム代	(略)	学期 4,860円 年 14,580円 —
(略)		(略)

別表1 (第7条関係) (略)

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
(略)		(略)
アルバム代	(略)	<u>1冊 14,580円</u>
(略)		(略)

議案第 2 号

美浦村立大谷保育所運営規程の一部を改正する規程

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 5 年 4 月 2 5 日提出

美浦村教育委員会教育長 山 崎 満 男

美浦村立大谷保育所運営規程の一部を改正する規程

美浦村立大谷保育所運営規程（平成 2 7 年美浦村教育委員会訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 号中「保育士 1 7 人」を「保育士 1 6 人」に改める。

附 則

この訓令は、告示の日から施行し、改正後の美浦村立大谷保育所運営規程の規定は令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

美浦村立大谷保育所運営規程（平成27年美浦村教育委員会訓令第3号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（職員の職種、員数及び職務の内容）</p> <p>第3条（略）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>(3) <u>保育士17人</u></p> <p>保育士は、保育計画及び保育課程の立案とその計画、課程に基づくすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育業務を行う。</p> <p>(4)～(9)（略）</p>	<p>（職員の職種、員数及び職務の内容）</p> <p>第3条（略）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>(3) <u>保育士16人</u></p> <p>保育士は、保育計画及び保育課程の立案とその計画、課程に基づくすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育業務を行う。</p> <p>(4)～(9)（略）</p>

議案第3号

美浦村立木原保育所運営規程の一部を改正する規程

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和5年4月25日提出

美浦村教育委員会教育長 山崎満男

美浦村立木原保育所運営規程の一部を改正する規程

美浦村立木原保育所運営規程（平成27年美浦村教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第3号中「保育士12人」を「保育士14人」に改め、同条第5号中「生活介助員3人」を「生活介助員2人」に改める。

附 則

この訓令は、告示の日から施行し、改正後の美浦村立木原保育所運営規程の規定は令和5年4月1日から適用する。

美浦村立木原保育所運営規程（平成27年美浦村教育委員会訓令第4号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（職員の職種、員数及び職務の内容）</p> <p>第5条（略）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>(3) <u>保育士12人</u></p> <p>保育士は、保育計画及び保育課程の立案とその計画、課程に基づくすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育業務を行う。</p> <p>(4)（略）</p> <p>(5) <u>生活介助員3人</u></p> <p>生活介助員は、生活の援助が必要な乳幼児の生活介助を行う。</p> <p>(6)～(9)（略）</p>	<p>（職員の職種、員数及び職務の内容）</p> <p>第5条（略）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>(3) <u>保育士14人</u></p> <p>保育士は、保育計画及び保育課程の立案とその計画、課程に基づくすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育業務を行う。</p> <p>(4)（略）</p> <p>(5) <u>生活介助員2人</u></p> <p>生活介助員は、生活の援助が必要な乳幼児の生活介助を行う。</p> <p>(6)～(9)（略）</p>

協議第1号

令和5年度美浦村一般会計補正予算に係る意見聴取について

令和5年第1回美浦村議会臨時会に提出を予定する標記議案の作成について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により美浦村長から意見を求められたため、本委員会の意見を聴取する。

令和5年4月25日提出

美浦村教育委員会教育長 山崎満男

協議第 1 号 別紙

協議第 1 号の資料については、当日配布いたします。

報告第1号

教育長職務代理者の指名について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定に基づき、教育長職務代理者を下記のとおり指名したので報告する。

令和5年4月25日提出

美浦村教育委員会教育長 山崎満男

記

- 1 教育長職務代理者に指名した者 小松正樹 委員

報告第2号

美浦村学校教育指導方針について

上記について別紙のとおり報告する。

令和5年4月25日提出

美浦村教育委員会教育長 山崎満男

報告第3号

美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

上記について別紙のとおり報告する。

令和5年4月25日提出

美浦村教育委員会教育長 山崎満男

議案第 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年 月 日提出

美浦村長 中 島 栄

令和5年 専決第 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月23日

美浦村長 中 島 栄

美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年美浦村条例第21号）の一部を次のように改正する。

本則及び附則中「法第19条第1項」を「法第19条」に改める。

第4条第2項第3号及び第13条第4項第3号中「同項」を「同条」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条1項」に、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」改める。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第36条第3項中「同項」を「同条」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年美浦村条例第21号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(利用定員)</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 <u>法第19条第1項</u>各号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 <u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 <u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>第2節 運営に関する基準</p> <p>(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該</p>	<p>(利用定員)</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条</u>第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 <u>法第19条</u>各号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 <u>法第19条</u>第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 <u>法第19条</u>第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>第2節 運営に関する基準</p> <p>(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条</u>第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>法第19条</u>第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該</p>

特定教育・保育施設の法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 （略）

5 （略）

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第7条 （略）

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第

特定教育・保育施設の法第19条 第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条 第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条 第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条 第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 （略）

5 （略）

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第7条 （略）

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条 第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第

3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（受給資格等の確認）

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等確かめるものとする。

（利用者負担額等の受領）

第13条 （略）

1～3 （略）

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

(1) （略）

(2) （略）

(3) 食事の提供に要する費用（法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）

(4) （略）

(5) （略）

5 （略）

3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（受給資格等の確認）

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等確かめるものとする。

（利用者負担額等の受領）

第13条 （略）

1～3 （略）

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

(1) （略）

(2) （略）

(3) 食事の提供に要する費用（法第19条 第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同条第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）

(4) （略）

(5) （略）

5 （略）

<p>6 (略)</p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条_____の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>厚生労働大臣</u>が定める指針(運営規程)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあつては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間、提供を行わない日</p> <p>(5)～(11) (略)</p> <p><u>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</u></p> <p>第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、支給認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその支給認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱め</p>	<p>6 (略)</p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条第1項の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>内閣総理大臣</u>が定める指針(運営規程)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条_____第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあつては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間、提供を行わない日</p> <p>(5)～(11) (略)</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>
--	---

る等その権限を濫用してはならない。

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（幼稚園又は認定こども園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。この条において同じ。）が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（幼稚園又は認定こども園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「法第19条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子

ども」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。次項において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、第13条第4項第

ども」と、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。次項において同じ。）が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、第13条第4項第

3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」とする。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業者の法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 (略)

4 (略)

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

3号中「除き、同条第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」とする。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業者の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 (略)

4 (略)

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(特定地域型保育の取扱方針)

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 (略)

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特定

(特定地域型保育の取扱方針)

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 (略)

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特定

利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

附 則

（施行期日）

第1条 （略）

第2条 （略）

（施設型給付費等に関する経過措置）

- 第3条 特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合には、当分の間、第13条第1項中「法第27条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する市町村が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第2号ロ(1)に規定する市町村が定める額」と、同条第2項中「法第27条第3項

利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

附 則

（施行期日）

第1条 （略）

第2条 （略）

（施設型給付費等に関する経過措置）

- 第3条 特定教育・保育施設が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合には、当分の間、第13条第1項中「法第27条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する市町村が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第2号ロ(1)に規定する市町村が定める額」と、同条第2項中「法第27条第3項

1号に規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）及び同号ロに規定する市町村が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第9条第1項第2号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）及び同号ロ(2)に規定する市町村が定める額」とする。

2 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合には、当分の間、第43条第1項中「法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する市町村が定める額」と、同条第2項中「法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別

1号に規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）及び同号ロに規定する市町村が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第9条第1項第2号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）及び同号ロ(2)に規定する市町村が定める額」とする。

2 特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合には、当分の間、第43条第1項中「法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する市町村が定める額」と、同条第2項中「法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別

<p>利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額) 及び同号イ(2)に規定する市町村が定める額」とする。</p> <p>第4条 (略)</p> <p>第5条 (略)</p>	<p>利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額) 及び同号イ(2)に規定する市町村が定める額」とする。</p> <p>第4条 (略)</p> <p>第5条 (略)</p>
---	---

報告第4号

美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

上記について別紙のとおり報告する。

令和5年4月25日提出

美浦村教育委員会教育長 山崎満男

議案第 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年 月 日提出

美浦村長 中 島 栄

令和5年 専決第 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月23日

美浦村長 中 島 栄

美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する
条例の一部を改正する条例

美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条
例（令和元年美浦村条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条中「法第19条第1項」を「法第19条」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（令和元年美浦村条例第16号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(利用者負担額)</p> <p>第2条（略）</p> <p>(1) <u>法第19条第1項</u>第1号に該当する教育・保育給付認定子ども</p> <p>(2) <u>法第19条第1項</u>第2号に該当する教育・保育給付認定子ども（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある教育・保育給付認定子ども（法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育を受ける者を除く。次項において「特定満3歳以上保育認定子ども」という。）を除く。）</p> <p>2 <u>法第19条第1項</u>第3号に該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを含む。次条において「満3歳未満保育認定子ども」という。）に係る教育・保育給付認定保護者の利用者負担額は、規則で定める額とする。</p>	<p>(利用者負担額)</p> <p>第2条（略）</p> <p>(1) <u>法第19条</u> 第1号に該当する教育・保育給付認定子ども</p> <p>(2) <u>法第19条</u> 第2号に該当する教育・保育給付認定子ども（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある教育・保育給付認定子ども（法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育を受ける者を除く。次項において「特定満3歳以上保育認定子ども」という。）を除く。）</p> <p>2 <u>法第19条</u> 第3号に該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを含む。次条において「満3歳未満保育認定子ども」という。）に係る教育・保育給付認定保護者の利用者負担額は、規則で定める額とする。</p>

報告第5号

美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記について別紙のとおり報告する。

令和5年4月25日提出

美浦村教育委員会教育長 山崎満男

議案第 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年 月 日提出

美浦村長 中 島 栄

令和5年 専決第 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月24日

美浦村長 中 島 栄

美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年美浦村条例第11号）の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第8条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第8条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等

のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第11条中「するときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加える。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

第15条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」を「職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。」に改める。

第26条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りではない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第14条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第15条 (略)

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りではない。

第14条 削除

(衛生管理等)

第15条 (略)

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3～5 (略)

(保育の内容)

第26条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

3～5 (略)

(保育の内容)

第26条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

報告第6号

美浦村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記について別紙のとおり報告する。

令和5年4月25日提出

美浦村教育委員会教育長 山崎満男

議案第 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年 月 日提出

美浦村長 中 島 栄

令和5年 専決第 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月23日

美浦村長 中 島 栄

美浦村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

美浦村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年美浦村条例第22号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

- 第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
 - 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
 - 4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の美浦村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の2の規定は、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」と読み替えるものとする。

令和5年度4月補正(臨時)歳入一般会計(単位:千円)

所属名	款名	項名	目名	節名	摘要	摘要名	要求額	補正前額	補正後額
子育て支援課	15 国庫支出金	02 国庫補助金	02 民生費国庫補助金	02 児童福祉費補助金	113	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金補助金	7,500	0	7,500
					114	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付事務費補助金	591	0	591
計							8,091	0	8,091

令和5年度4月補正(臨時)歳出一般会計(単位:千円)

所属名	款 款名	項 項名	目 目名	事業名	業 節	細 節	摘 要	摘要名	要求額	補正前額	補正後額										
子育て支援課	03 民生費	02 児童福祉費	01 児童福祉総務費	73 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付費	18	10	005	子育て世帯臨時特別給付金	7,500	0	7,500										
								74 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付事務費	03	05	001	時間外勤務手当	262	0	262						
												10	01	001	消耗品費	11	0	11			
															11	01	001	郵便料	17	0	17
																		04	033	口座振込手数料	11
															12	07	005				システム改修業務委託料
計							8,091											0	8,091		

茨城県教育目標

- ひとりひとりの能力を開発し豊かな人間性をつちかう
- じょうぶな身体をつくりたくましい心を養う
- 郷土を愛し協力しあう心を育てる

いばらき教育プラン（茨城県総合計画より）
 基本理念『活力があり、県民が日本一幸せな県』
 III 「新しい人財育成」
 茨城県の未来をつくる「人財」を育て、日本一子どもを産み育てやすい県を目指す

美浦村教育振興基本計画
 美浦村の明るい明日をつくるために～0歳から90歳までの社会力育て～

美浦村学校教育指導方針
 わが村に対する誇りを高め 生きる力を育む教育の推進

目指す子どもの姿・目指す集団の姿

- 夢や希望をもち、主体的に学び続ける子
- 協働しながら学び合い、そして、高め合う集団

校長のリーダーシップ

◎ 「経営」とは「成果」を上げ続けられる「仕組み」を構築し「運営」を行うこと。「運営」は仕組みの中で「成果」をあげること。

- 1 教職員がより高いパフォーマンスを発揮できる組織マネジメントの遂行
- 2 人（教職員）を育てることが人（児童生徒）を育てることにつながる（人材育成）
- 3 働き方改革の推進（働きやすい職場と働きがいのある職場づくり）

教職員の資質・能力の向上

- 1 人間性豊かで高い使命感をもつ教師
- 2 子どもの多様性を理解し、子どもに寄り添った関係を築ける教師
- 3 子どもの実態や社会の変化を的確に捉え、効果的な学びをデザインできる教師
- 4 授業改善に向け検証と研修を重ね、実践的専門性を高める教師
- 5 他の教職員と協働し学校教育目標の具現化に資することができる教師

学校教育の充実を図る6つの柱



学び合う集団づくり
 ～学年・学級経営の充実が全ての教育活動の充実につながる～

幼保小中の有機的な連携

- ① 生きるための基礎基本の習得（0歳から15歳までの基礎基本の充実）
- ② 働き方改革による効果的・効率的な教育活動の推進

1 確かな学力を育む教育の推進

ねらい
 授業の基礎基本を確立し言語活動の充実を図る。
 問いの発見と解決に重点を置く探究的な学びを推進する。
 問題解決型学習を通して児童生徒の主体的・対話的な学びの充実を図る。

具現化のための取組

- (1) 探究的な学びの推進
 - 小学校専科指導教員の配置による教科指導の充実（算数、理科、外国語、音楽）
 - 学習のねらいに応じたICTの効果的な活用（デジタル教材、遠隔・オンライン）
 - 一人一台端末を活用した個別学習とグループ学習の効果的な展開
- (2) 「教える」から「学ぶ」への授業改善
 - 児童生徒に「何を学ぶか」「どのように学ぶか」「何ができるようになるか」を明確にした授業改善
 - ピアトレーニング学習による基礎・基本の定着
 - 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善
 - 学校改善プランや学力テストの分析を生かした授業改善
 - 指導過程、学習過程のユニバーサルデザイン化

2 豊かな心を育む教育の推進

ねらい
 孤にならない（自分）・孤にしない（仲間）・孤をつくらない（担任）学級経営の充実を図る。

具現化のための取組

- (1) 心の居場所、自己有用感を感じることでできる学年・学級経営の充実
 - QU等をもとにした学級分析による課題改善
 - 居場所づくりと絆づくりへの支援の充実（オンライン交流会等）
- (2) 将来の夢につながる読書教育の充実
- (3) 多面的・多角的に深く考えたり議論したりする特別の教科 道徳の実践
- (4) 不登校やいじめ問題の解消
 - 定期的なアンケート実施による早期発見、早期解決
 - 「声を出す・声に表す・他者の声を聴く」を基盤とした人間関係づくり
 - 「相談することができる・相談を受けることができる」スキルの習得
- (5) 教育相談体制の充実
 - 校内オンライン相談窓口、スクールカウンセラーや、教育相談センター相談員、訪問型家庭教育相談員、匿名報告相談アプリ「STANDBY」等が活用される教育相談体制の整備・充実
- (6) 幼保小中連携の充実
 - 保育者と教員が対話を通して相互理解・実践を深める体制づくり

3 心身ともに健康な体を育む教育の推進

ねらい
 健康で安全な生活を送ることができる指導内容と指導体制の充実を図る。

具現化のための取組

- (1) 健康に関する指導の充実
 - スクリレの活用など健康予防対策の充実
 - いのちを大切にすると態度を育む指導の充実
 - 自分の健康を自分でまもる自己管理能力の育成
- (2) 体育に関する指導の充実
 - 「体力アップ推進プラン・体力アップ1校1プラン」に基づく運動時間の確保
 - 体力向上を図る効果的・計画的な活動の実施

令和5年度

美浦村学校教育指導方針



美浦村教育目標（昭和62年3月2日制定）

1. **明るい家庭をつくりましょう。**
 - ・家庭を大切にしましょう。
 - ・しつけをきちんとしましょう。
 - ・話し合いを多くしましょう。
1. **ひとりひとりの能力をのばしましょう。**
 - ・基礎学力を高めましょう。
 - ・体力の向上をはかりましょう。
 - ・豊かな心を育てましょう。
1. **ともに豊かな社会をつくりましょう。**
 - ・国際的な視野を持ちましょう。
 - ・ふれあいの輪を広げましょう。
 - ・生きがいのある生活をしましょう。



美浦村教育委員会

〒300-0492 茨城県稲敷郡美浦村受領 1515
 TEL 029-885-0340 FAX 029-885-4953
 E-mail gakkou@vill.miho.lg.jp shidou@vill.miho.lg.jp

4 グローバル社会に対応できる教育の推進

ねらい
 小学校英語専科教員を中心とした外国語活動・外国語の充実を図る。
 ICT機器の活用を推進し、児童生徒の情報活用能力の育成を図る。

- 具現化のための取組
- (1) ICT機器を活用した児童生徒の学習方法の改善
 - 遠隔授業と家庭学習活用への取組
 - (2) グローバル社会に対応できる資質能力の育成
 - ALTを活用した自国文化や異文化理解を深める指導の充実
 - SDG'sを取り入れた学習活動の計画的な推進と実施

5 安心・安全な学校づくりの推進

ねらい
 働き方改革を推進し、教職員が一人一人の心に寄り添う時間の確保と、安心して学べる環境の充実に努める。

- 具現化のための取組
- (1) 学校安全の充実
 - 児童生徒の積極的な危険予知・回避能力の向上
 - 校内安全点検の実施と危機管理マニュアルの点検及び改善
 - (2) 地域安全の充実
 - スクールガードの巡回による安全体制の強化
 - 県土木事務所等と連携した通学路点検の実施(年1回)
 - 関係機関との情報連携と行動連携による問題の早期解消・改善

6 家庭・地域・行政との連携による信頼される学校づくりの推進

ねらい
 働きやすい・働きがいのある職場づくりが信頼される学校づくりにつながる。

- 具現化のための取組
- (1) 教職員の綱紀粛正
 - 美浦村コンプライアンス推進委員会を中心とした取組の推進
 - 非違行為(飲酒運転、体罰、ハラスメント等)の撲滅を図る職員研修の実施
 - (2) 働き方改革の推進を目指す学校運営
 - 部活動の地域移行への積極的な取組
 - 毎月の在校時間の管理と改善
 - (3) 学校評議員会、学校評価、指導方針の評価等を生かした学校教育の改善・充実

< 学校教育に関わる関係機関 >

茨城県県南教育事務所(人事課)	0 2 9 - 8 2 7 - 7 2 9 2
〃 (学校教育課)	0 2 9 - 8 2 7 - 7 2 9 4
茨城県警察稲敷警察署	0 2 9 - 8 9 3 - 0 1 1 0 (代)
茨城県土浦児童相談所	0 2 9 - 8 2 1 - 4 5 9 5 (代)
美浦村保健福祉部健康増進課	0 2 9 - 8 8 5 - 1 8 8 9
美浦村教育委員会子育て支援課	0 2 9 - 8 8 5 - 0 3 4 0 (代)
美浦村教育相談センター	0 2 9 - 8 8 5 - 7 7 8 8
(適応指導教室だんだんルーム)	

議案第6号

美浦村社会教育委員の委嘱について

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和5年3月22日提出

美浦村教育委員会教育長 富 永 保

記

美浦村社会教育委員に関する条例(昭和48年美浦村条例第5号)第2条の規定に基づき、美浦村社会教育委員を下記のとおり委嘱することについて同意を求めらる。

氏名	住所	年齢	主な役職	備考
川嶋圭介	龍ヶ崎市	54	村校長会長	新規

議案第7号

美浦村公民館運営審議会委員の委嘱について

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和5年3月22日提出

美浦村教育委員会教育長 富 永 保

記

美浦村中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例（昭和57年美浦村条例第10号）第4条第1項の規定に基づき、公民館運営審議会委員を下記のとおり委嘱することについて同意を求める。

氏名	住所	年齢	主な役職	備考
川嶋圭介	龍ヶ崎市	54	村校長会長	新規

令和5年4月25日

令和5年度第1回美浦村定例教育委員会議案

(別冊資料)

美浦村教育委員会

目 次

- 議案第 1 号資料 【改正前】 美浦村立美浦幼稚園運営規程の一部を改正する
規程 資料… P 2
- 議案第 2 号資料 【改正前】 美浦村立大谷保育所運営規程の一部を改正する
規程 資料… P 1 4
- 議案第 3 号資料 【改正前】 美浦村立木原保育所運営規程の一部を改正する
規程 資料… P 2 0
- 報告第 3 号資料 【改正前】 美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育
事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 資料… P 2 6
- 報告第 4 号資料 【改正前】 美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育
事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例 資料… P 5 1
- 報告第 5 号資料 【改正前】 美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関す
る基準を定める条例の一部を改正する条例 資料… P 5 3
- 報告第 6 号資料 【改正前】 美浦村放課後児童健全育成事業の設備及び運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 資料… P 7 8

○美浦村立美浦幼稚園運営規程

(施設の名称等)

第1条 美浦村が設置する幼稚園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 美浦村立美浦幼稚園

(2) 所在地 美浦村大字大谷1059番地

(施設の目的及び運営方針)

第2条 美浦村立美浦幼稚園（以下「当園」という。）は、義務教育及びその後の教育の基盤を培うものとして、当園に通園する幼児（以下「園児」という。）を保育し園児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

2 当園は、教育の提供に当たっては、園児の最善の利益を考慮し、教育を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。

3 当園は、教育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、教育及び保育を一体的に行うものとする。

4 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。

5 当園は、美浦村立美浦幼稚園管理規則（昭和41年美浦村教委規則第1号）その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第3条 当園が教育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は次の表のとおりとする。

(1) 園長1人（常勤専従）

園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

(2) 教頭又は主任教諭1人（常勤専従）

教頭又は主任教諭（教頭の職にある者がいないとき）は、職員に対し法

令等を遵守させるため、園長を補佐し保護者に対する子育て支援を行うとともに、円滑な運営が出来るよう補佐する。

(3) 主任教諭又は副主任教諭 1 人（常勤専従）

主任教諭（教頭の職にある者がいるとき）又は副主任教諭は、園長及び教頭又は主任教諭（教頭の職にある者がいないとき）を補佐し、教育内容について、他の教諭を統括し、並びに教育に従事する。

(4) 教諭 8 人

教諭は、教育に従事し、教育計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

(5) 預かり教諭 1 人

預かり教諭は、教育時間以外の預かり保育の業務を行う。

(6) 特別支援教育支援員（必要に応じて配置）

特別支援教育支援員は、支援を要する園児の支援、介助、記録等の業務を行う。

(7) 用務員 1 人

用務員は、園舎等の環境整備、給食の配膳、片づけ等の業務を行う。

(8) バス添乗員 2 人

バス添乗員は、当園バスの添乗、バス内の指導を行う。

(9) 学校医 1 人（委嘱）

学校医は、健康診断・保健指導・感染症の予防に関する助言・当園における感染症及び予防処置・緊急処置に従事する。

(10) 学校歯科医 1 人（委嘱）

学校歯科医は、歯科検診・歯に関する健康相談に従事する。

(11) 学校薬剤師 1 人（委嘱）

学校薬剤師は、環境衛生の維持及び改善に関し、必要な指導と助言を行う。

（教育を行う日）

第 4 条 当園の教育を提供する日は、月曜日から金曜日までとする。

2 当園は、前項の規定に関わらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 県民の日を定める条例（昭和43年茨城県条例第3号）による県民の日
- (4) 学年始休業日（4月1日から4月5日まで）
- (5) 夏季休業日（7月21日から8月31日まで）
- (6) 冬季休業日（12月25日から翌年1月7日まで）
- (7) 学年末休業日（3月25日から3月31日まで）
- (8) 開園記念日（4月15日）
- (9) 前各号に定めるもののほか、教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が指定した日又は園長が特に休業を必要と認め、あらかじめ教育長の承認を得た日

3 園長は、教育上必要があり、かつ、やむを得ない事由があるときは、教育長の承認を得て休業日に教育を行い、開園日を休業日にすることができる。

（教育を提供する時間）

第5条 教育を提供する時間は、午前8時30分から午後2時とする。

（入退園等）

第6条 当園に入園を希望する者は、支給認定申請書兼施設利用申込書（様式第1号）を当園に提出しなければならない。

2 退園・休園を希望する者は、退園届（様式第2号）・休園届（様式第3号）により、事由を付して当園に申し出るものとする。

（利用者負担その他の費用等）

第7条 当園の利用者負担額は零とし、預かり保育料は園児1人につき日額200円とする。ただし、第4条第2項第4号から第7号に定める長期休業中の預かり保育については、園児1人につき日額400円とする。

2 前項の規定にかかわらず、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第30条の4第2号に認定された園児の預かり保育料は、法第30条の11第2項の政令で定めるところにより算定した額とする。

3 前2項に定めるもののほか、別表1に掲げる当園の教育において提供する便宜に要する費用については、保護者より実費の負担を受ける。

（預かり保育料の徴収）

第7条の2 村長は、預かり保育を受けた子どもの保護者から前条に定める預

かり保育料を徴収する。

- 2 預かり保育料の納入期限は、預かり保育を受けた日の属する月ごとに、最終の預かり保育実施日の翌月の10日とする。ただし、当該納入期限が土・日・祝日の場合はこれらの日の翌日とする。

(学級編成・利用定員)

第8条 園児は、法第19条第1項第1号の子ども(保育を必要としない3歳以上児)とし、学級編成は、1学級の園児数は、3歳児学級は20人以下とし、4歳児学級及び5歳児学級は35人以下とする。

- 2 利用定員は次のとおりとする。

年齢区分 認定区分	3歳児	4歳児	5歳児	計
1号	60人	70人	70人	200人
合計	60人	70人	70人	200人

(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第9条 当園は、教育の提供を希望する幼児の保護者から利用の申込みを受けたときは、これを拒めない。

- 2 利用申込みに係る教育の提供を希望する幼児の数及び現に利用している幼児の数の総数が、前条第2項の定める利用定員の総数を超える場合においては、美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年美浦村条例第21号)第6条第2項の規定により、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当園の教育理念に基づく選考等、事前に施設の管理者が定めて保護者に明示した公正な方法により選考する。
- 3 前項の選考の方法その他入園に必要な手続きは、毎年度、募集要項を定めて明示する。

(利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項)

第10条 教育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、園児の保護者とその内容を確認し、同意を得る。

- 2 園児が次のいずれかに該当するときは、教育の提供を終了するものとする。

(1) 法第19条第1項第1号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当し

なくなったとき。

(2) 市町村が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。

(3) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

第11条 当園は、教育の提供中に、園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに園児の家族等に連絡するとともに、嘱託医又は園児の主治医に相談する等の措置を講じる。

2 教育の提供により事故が発生した場合は、学校教育課及び保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

3 園児に対する教育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第12条 当園は、非常災害に関する消防計画等を作成し、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上、避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第13条 当園は、園児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(秘密保持)

第14条 当園の職員は、業務上知り得た園児及び保護者の秘密を保持する。

2 地域子育て支援事業を利用した子どもやその家族の秘密を保持する。

3 職員でなくなった後においても同様に秘密を保持する。

(苦情解決)

第15条 当園は、保護者等からの相談や事業全般に係る要望、苦情に適切に対応する体制を整えるために、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置し、苦情に対して必要な措置を講じる。

2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。

3 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

(記録の整備)

第16条 当園は、教育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から決められた期間を保存するものとする。

種類	保存年限
1 教育の実施に当たっての計画 2 提供した教育に係わる提供記録 3 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第19条に規定する市町村への通知に係わる記録 4 保護者からの苦情の内容等の記録 5 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 6 指導の記録 7 健康診断表 8 出席簿	5年
1 幼児指導要録（学籍の記録） 2 中途入園者の幼児指導要録（学籍の記録）の写し 3 中途退園者の幼児指導要録（学籍の記録）	20年間保存

(その他の事項)

第17条 この規程に定めるもののほか、幼稚園の管理に必要な事項は、園長がその都度定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成30年教委訓令第6号）

この規程は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成31年教委訓令第3号）

この規程は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和元年教委訓令第4号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年教委訓令第7号）

この訓令は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年教委訓令第3号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年教委訓令第8号）

この訓令は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和3年教委訓令第2号）

この訓令は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。ただし、第6条第1項及び様式第1号の改正については、令和3年度分の申請から適用する。

附 則（令和4年教委訓令第6号）

この訓令は公布の日から施行し、改正後の美浦村立美浦幼稚園運営規程の規定は令和4年4月1日から適用する。

別表1 教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
PTA会費	村P連、県P連、国P連負担金、PTA安全互助会費、行事費等	月 350円 年 4,200円
給食費	給食費（水～金）1食あたり310円（うち主食費65円、副食費245円）牛乳（月～金）1食あたり50円 ※年収360万円未満相当世帯の子ども及び全ての世帯の第3子以降の子どもに対する副食費用については免除とする。	月 4,000円 年 44,000円 ※実費精算徴収
月間絵本代	月々の絵本代等 ※値段は目安	年少 月 390円 年中 月 390円 年長 月 470円
アルバム代	卒園児アルバム代として（年長組のみ） ※値段は目安	学期 4,860円 年 14,580円
新年度用品	クレヨン・はさみ・カラー帽子等個人で使用する用品を入園、進級時に購入 ※値段は目安	年少 7,240円 年中 7,220円 年長 8,030円
日本スポーツ振興センター掛け金	万一の事故に備え、全園児が加入 保護者は掛け金の一部	一部負担 200円

保育行事	親子遠足、年長児のお別れ遠足、バス代、 卒園準備金等経費負担分	実費徴収
------	------------------------------------	------

支給認定申請書兼施設利用申込書
施設型給付費・地域型保育給付費等

歳児

美浦村長 殿

年 月 日

保護者 現住所 美浦村
氏名
電話番号

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定を申請します。

利用希望の 小学校就学前 子ども	フリガナ		生年月日	性別	認定者番号		
	氏名		年 月 日				
	個人番号						
教育・保育の 希望を選択	<input type="checkbox"/> 保育を希望 2号認定 保育所、認定こども園(保育部分)、地域型保育事業を利用する方 ※保育利用の理由が必要です。 3号認定 <input type="checkbox"/> 更に必要量を選択 → <input type="checkbox"/> 保育標準時間 ※両親ともに月120時間以上の就労など <input type="checkbox"/> 保育短時間 ※両親の一人が月60～120時間の就労など						
	<input type="checkbox"/> 教育を希望 1号認定 幼稚園、認定こども園(教育部分)を利用する方						
支給認定申請子どもの世帯員 (同居の祖父母等を含む)	フリガナ	子どもの続柄	生年月日	連絡先 (携帯電話番号など)	職業	勤務先、学校名学年など	個人番号
	氏名	父					
		母					
生活保護又は中国残留邦人等支援給付の状況			<input type="checkbox"/> 受けていない <input type="checkbox"/> 受けている		年 月 日から		
住所歴の確認 ※村外にチェックされた方は、その年度の市町村民税額等証明書の提出が必要になります。							
続柄	本年1月1日時点						
父	<input type="checkbox"/> 美浦村 <input type="checkbox"/> 村外(旧住所:)						
母	<input type="checkbox"/> 美浦村 <input type="checkbox"/> 村外(旧住所:)						
の子 現 況 も	1 保育関連施設等(施設名)に預けている。 2 現在は就労していない(育児休業中を含む)保護者(父・母・祖父・祖母・その他親族)が自宅で保育している。 3 その他()						
施設利用を希望する期間		年 月 日 から 年 月 日		・就学前 まで			
利用希望 施設名と 順番	① (第1希望)		(希望理由)		事業所番号(*課記入欄)		
	② (第2希望)		(希望理由)		事業所番号(*課記入欄)		
	③ (第3希望)		(希望理由)		事業所番号(*課記入欄)		
	④以下 (第4希望)		幼稚園、認定こども園(教育部分)併願 入園申込をされている方はチェック <input type="checkbox"/>		園名 ()		
次の理由により、保育利用を申請します。※幼稚園、認定こども園(教育部分)を希望する方は必要ありません。							
保育利用 の理由 (番号を記入)	続柄	番号	保育が必要な理由(保護者の現況)				
	父		1 就労 1-(1)正職員 1-(2)パート・アルバイト 1-(3)自営業 1-(4)派遣社員 1-(5)内職 2 妊娠・出産 2-(1)妊娠中、出産後 2-(2)里帰り出産 3 疾病・障がい 3-(1)自宅療養、通院 3-(2)入院 3-(3)心身等障がいの手帳を保持 4 同居親族介護・看護 4-(1)自宅で親族を介護・看護 4-(2)子どもの看護 4-(3)入院、入所親族の看護 5 災害復旧 5-(1)震災、風水害の復旧 5-(2)火災等の復旧 6 求職活動 6-(1)就労内定 6-(2)起業準備中 6-(3)求職活動中 7 就学 7-(1)大学等の学校 7-(2)看護学校等の専修学校等 7-(3)職業訓練 7-(4)その他各種学校等 8 ひとり親 8-(1)離婚 8-(2)離婚調停中 8-(3)拘留等 8-(4)死別 8-(5)未婚				
希望する 保育時間	利用曜日	月・火・水・木・金・土	必要な利用時間 通勤+就労時間	時間	1日あたり利用	時間	

(表面)

祖父母の現況は、次のとおり相違ありません。

	続柄	氏名	年齢	住所(別居の場合のみ記入)	生活の現況 (就労、障がい等級、介護認定、疾病等)
父方	祖父			同居・別居	
	祖母			同居・別居	
母方	祖父			同居・別居	
	祖母			同居・別居	

誓約及び同意書

- 申請書、添付書類、申立書及び各証明書(以下「申請書類」という。)の内容が実態と異なる場合は、支給認定又は保育所、幼稚園等の特定教育・保育施設等(以下「施設等」という。)利用の決定を取り消されても異議ありません。
 - 決定された利用者負担額は、遅滞なく納付し、滞納しません。
 - 村は、施設型給付費等の支給認定や利用者負担額の決定に必要な世帯情報及び世帯員の市民税額等の情報について、次の関係部署に調査します。
ひとり親医療担当・母子福祉担当・戸籍、住民票担当・障がい福祉担当・生活保護担当・税務担当・児童手当担当
 - 村は、施設等利用とその運営上、必要と認められる申請書類の情報を、当該施設等や関係部署に提供する場合があります。
 - 村は、申請書類の記載内容について、疑義が生じた場合や情報不足等により確認する必要がある場合、勤務先等に連絡して確認する場合があります。
 - 本申請については、新規認定申請が集中するなど、支給認定の審査に時間を要する場合は、認定の審査結果は利用開始までにお知らせします。
- 上記の各事項について誓約し、及び同意します。

保護者氏名

下記の事項について、本申請の提出前にご承知おきください。

- 村は、上記3の情報に基づき決定した利用者負担額を施設等に対して提示することがあります。
- 利用者負担額を滞納した場合は、児童福祉法第56条第8項及び第9項の規定、又は子ども・子育て支援法附則第6条第7項の規定により、差押などの処分を行うことがあります。また、民事訴訟法その他関連法令の規定により法的措置を行うことがあります。
- 保育認定を受けて施設等を利用する保護者は、認定を受けた保育必要量の時間内であっても保育を必要とする理由に該当しない場合は、家庭保育をお願いします。

(保護者の方は、以下記入しないでください。)

*所管課記載欄

受付年月日	年 月 日	システム入力確認口	手帳確認	認定者番号
支給認定の確認	1号 2号標準 2号短 3号標準 3号短	年 月 日認定		認定否理由
利用施設の調整	施設名	利用不可	受入れなし 定員満了 受入体制不能 指数低位 その他	
利用の期間	年 月 日から	入学 満3歳 2か月 産後2月 育休終了	地域型卒園	今年度末 まで
備考				

*施設等記載欄(保護者が施設又は事業者を経由して市町村に提出した場合)

受付年月日	年 月 日	提出した保護者氏名 (続柄)	続柄()
施設(事業者)名		施設(事業者)の担当者 連絡先	氏名 連絡先
入所、入園内定(契約)、入園許可の確認(○で囲む)	内定(契約)、許可あり	年 月 日 内定(契約)、許可	内定(契約)、許可なし
備考			

(裏面)

様式第3号（第6条関係）

休 園 届

組 名（ _____ 組 ）

園児氏名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

上記の者は、下記事由により _____ 年 _____ 月 _____ 日から

_____ 年 _____ 月 _____ 日まで、休園させたいのでお届けいたします。

記

1. 事 由

.....
.....

_____ 年 _____ 月 _____ 日

住 所 _____ 美浦村 _____

保護者氏名 _____

美浦村立美浦幼稚園長 殿

○美浦村立大谷保育所運営規程

(施設の名称等)

第 1 条 美浦村が設置する保育所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 美浦村立大谷保育所
- (2) 所在地 美浦村大字信太 2 6 1 6 番地の 1

(施設の目的)

第 2 条 大谷保育所（以下「当所」という。）は、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 3 9 条の規定に基づき、保育を必要とする乳児又は幼児に対して適切な環境を確保し、心身の健全な成長を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第 3 条 当所は、子どもの人権や主体性を尊重し、人間性豊かな子どもの育成を目指す。

- 2 保育・教育の提供に当たっては、子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するため、利用子どもの意思及び人格を尊重して保育・教育を提供するよう努める。
- 3 当所は、保護者や地域社会と力を合わせた運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努める。

(提供する特定教育・保育の内容)

第 4 条 当所は、児童福祉法、子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針（平成 2 9 年厚生労働省告示第 1 1 7 号）及び保育課程に沿って、乳幼児の発達に必要な教育・保育を提供する。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第 5 条 当所が保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 所長 1 人（常勤専従）

所長は、保育・教育の質の向上及び職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 副所長又は主任保育士 1 人（常勤専従）

副所長又は主任保育士は、所長を補佐するとともに、保育計画の立案や利用子どもの保護者から育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の職員を統括する。

(3) 保育士 17 人

保育士は、保育計画及び保育課程の立案とその計画、課程に基づくすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育業務を行う。

(4) 看護師 1 人

看護師は、子どもの健康管理や疾病異常、事故発生時の緊急処理、保育所全般の衛生管理や感染症予防対策を行う。

(5) 生活介助員 1 人

生活介助員は、生活の援助が必要な乳幼児の生活介助を行う。

(6) 栄養士 1 人（外部委託：木原保育所と兼務）

栄養士は、子どもの給食献立作成、栄養管理の他、個々の発達に合わせた離乳食や間食の提供、アレルギーを持つ乳幼児に対する食事指導など、食生活に関する相談指導など、当所全般の食育を行う。

(7) 調理員 3 人（外部委託）

調理員は、栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

(8) 嘱託医 1 人

嘱託医は、利用子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談・指導を行う。

(9) 嘱託歯科医 1 人

嘱託歯科医は、利用子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科健診、職員及び保護者への相談・指導を行う。

（特定教育・保育を行う日）

第 6 条 当所の保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、1 月 29 日から 31 日及び翌年 1 月 1 日から 1 月 3 日を除く。

2 所長は、特別の事情があると認めるときは、前項に規定する特定教育・保

育を行う日においても、臨時に休所日を設けることができる。

(特定教育・保育を提供する時間)

第7条 特定教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

7時30分から18時30分の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

8時30分から16時30分の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は7時30分から8時30分まで又は16時30分から18時30分までの範囲内で、時間外保育を提供する。

(利用者負担その他の費用等)

第8条 当所の特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、村に対し、居住地の市町村により決定された利用者負担額を支払うものとする。ただし、3歳以上児の利用者負担額については無償とする。

2 前項に定めるもののほか、別表1又は2に掲げる当所の教育・保育において提供する便宜に要する費用については、支給認定保護者より実費の負担を受ける。

(利用定員)

第9条 利用定員は、次のとおりとする。

年齢区分 認定区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
2号	—	—	—	21人	21人	21人	63人
3号	12人	22人	23人	—	—	—	57人
合計	12人	22人	23人	21人	21人	21人	120人

(利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項)

第10条 当所は、市町村が行った利用調整により当所の利用が決定されたときかつ保育の実施の委託を受けたときは、これに応じる。

2 保育の利用開始にあたっては必要な事項を記載した書面により、当該利用子どもの支給認定保護者とその内容を確認する。

3 当所の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。

(1) 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条の規定に該当せず、市町村が利用を取消したとき。

(2) 支給認定保護者から当所利用の取消しの申出があったとき。

(3) 市町村が当所の利用継続が不可能であると認めたとき。

(4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

（緊急時等における対応方法）

第11条 当所は、特定教育・保育の提供中に、利用子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用子どもの家族等に連絡するとともに、嘱託医又は利用子どもの主治医に相談する等の措置を講じる。

2 特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、子育て支援課及び支給認定保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

3 利用子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（非常災害対策）

第12条 当所は、非常災害に関する消防計画等を作成し、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上、避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

（虐待の防止のための措置）

第13条 当所は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

（秘密保持）

第14条 当所の職員は、業務上知り得た利用子ども及び支給認定保護者の秘密を保持する。

2 地域子ども・子育て支援事業を利用した子どもやその家族の秘密を保持する。

3 職員でなくなった後においても同様に秘密を保持する。

（苦情解決）

第15条 当所は、保護者等からの相談や事業全般に係る要望、苦情に適切に対応する体制を整えるために、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員会を設置し、苦情に対して必要な措置を講じる。

2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。

3 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

(記録の整備)

第16条 当所は、特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(1) 保育の提供に当たっての計画

(2) 保育に係る必要な事項の提供の記録

(3) 市町村への通知に係る記録

(4) 苦情の内容等の記録

(5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(その他の事項)

第17条 この規程に定めるもののほか、保育所の管理に必要な事項は、所長がその都度定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成29年教委訓令第2号)

この規程は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年教委訓令第5号)

この規程は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則 (平成31年教委訓令第2号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則 (令和元年教委訓令第5号)

この訓令は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和2年教委訓令第4号)

この訓令は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則 (令和3年教委訓令第3号)

この訓令は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和3年教委訓令第7号）

この訓令は、公布の日から施行する。

別表1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

1 保護者会費	年間 3,600円 (観劇代、運動会・クリスマス会・進級等事業及びプレゼント代、慶弔費等)
2 日本スポーツ振興センター掛金	年間240円(掛金の一部)を負担。 事故に備え、全所児が加入する。
3 新年度教材費	クレヨン・はさみ・カラー帽子等個人で使用する用品を入所時に希望購入 使用する用品・集金額は年齢によって異なる。
4 各自用意するもの	保育所指定の園服、紺半ズボン、カバン (3歳以上児) ・お昼寝用の布団、コップ・おしぼりなど
5 副食費	月額4,400円(3歳以上児) ※年収360万円未満相当世帯の子ども及び全ての世帯の第3子以降の子どもに対する副食(おかず・おやつ等)の費用については免除とする。

別表2 特定教育・保育の質の向上を図るために要する費用

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
親子遠足 (3・4・5歳児)	バス代・入園料	約6,000円
5歳児園外保育	バス代・入園料	約5,000円

○美浦村立木原保育所運営規程

(施設の名称等)

第1条 美浦村が設置する保育所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 美浦村立木原保育所
- (2) 所在地 美浦村大字木原1516番地

(施設の目的)

第2条 木原保育所(以下「当所」という。)は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条の規定に基づき、保育を必要とする乳児又は幼児に対して適切な環境を確保し、心身の健全な成長を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当所は、子どもの人権や主体性を尊重し、人間性豊かな子どもの育成を目指す。

2 保育・教育の提供に当たっては、子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するため、利用子どもの意思及び人格を尊重して保育・教育を提供するよう努める。

3 当所は、保護者や地域社会と力を合わせた運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努める。

(提供する特定教育・保育の内容)

第4条 当所は、児童福祉法、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)及び保育課程に沿って、乳幼児の発達に必要な教育・保育を提供する。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 当所が保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 所長1人(常勤専従)

所長は、保育・教育の質の向上及び職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 副所長又は主任保育士 1 人（常勤専従）

副所長又は主任保育士は、所長を補佐するとともに、保育計画の立案や利用子どもの保護者から育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の職員を統括する。

(3) 保育士 1 2 人

保育士は、保育計画及び保育課程の立案とその計画、課程に基づくすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育業務を行う。

(4) 看護師 1 人

看護師は、子どもの健康管理や疾病異常、事故発生時の緊急処理、保育所全般の衛生管理や感染症予防対策を行う。

(5) 生活介助員 3 人

生活介助員は、生活の援助が必要な乳幼児の生活介助を行う。

(6) 栄養士 1 人（外部委託：大谷保育所と兼務）

栄養士は、子どもの給食献立作成、栄養管理の他、個々の発達に合わせた離乳食や間食の提供、アレルギーを持つ乳幼児に対する食事指導など、食生活に関する相談指導など、当所全般の食育を行う。

(7) 調理員 3 人（外部委託）

調理員は、栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

(8) 嘱託医 1 人

嘱託医は、利用子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談・指導を行う。

(9) 嘱託歯科医 1 人

嘱託歯科医は、利用子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科健診、職員及び保護者への相談・指導を行う。

（特定教育・保育を行う日）

第 6 条 当所の保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、1 月 29 日から 31 日及び翌年 1 月 1 日から 1 月 3 日を除く。

2 所長は、特別の事情があると認めるときは、前項に規定する特別教育・保

育を行う日においても、臨時に休所日を設けることができる。

(特定教育・保育を提供する時間)

第7条 特定教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

7時30分から18時30分の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

8時30分から16時30分の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は7時30分から8時30分まで又は16時30分から18時30分までの範囲内で、時間外保育を提供する。

(利用者負担その他の費用等)

第8条 当所の特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、村に対し、居住地の市町村により決定された利用者負担額を支払うものとする。ただし、3歳以上児の利用者負担額については無償とする。

2 前項に定めるもののほか、別表1又は2に掲げる当所の教育・保育において提供する便宜に要する費用については、支給認定保護者より実費の負担を受ける。

(利用定員)

第9条 利用定員は、次のとおりとする。

年齢区分 認定区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
2号	—	—	—	14人	14人	14人	42人
3号	8人	15人	15人	—	—	—	38人
合計	8人	15人	15人	14人	14人	14人	80人

(利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項)

第10条 当所は、市町村が行った利用調整により当所の利用が決定されたときかつ保育の実施の委託を受けたときは、これに応じる。

2 保育の利用開始にあたっては必要な事項を記載した書面により、当該利用子どもの支給認定保護者とその内容を確認する。

3 当所の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。

(1) 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条の規定に該当せず、市町村が利用を取消したとき。

(2) 支給認定保護者から当所利用の取消しの申出があったとき。

(3) 市町村が当所の利用継続が不可能であると認めたとき。

(4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

（緊急時等における対応方法）

第11条 当所は、特定教育・保育の提供中に、利用子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用子どもの家族等に連絡するとともに、嘱託医又は利用子どもの主治医に相談する等の措置を講じる。

2 特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、子育て支援課及び支給認定保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

3 利用子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（非常災害対策）

第12条 当所は、非常災害に関する消防計画等を作成し、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上、避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

（虐待の防止のための措置）

第13条 当所は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

（秘密保持）

第14条 当所の職員は、業務上知り得た利用子ども及び支給認定保護者の秘密を保持する。

2 地域子ども・子育て支援事業を利用した子どもやその家族の秘密を保持する。

3 職員でなくなった後においても同様に秘密を保持する。

（苦情解決）

第15条 当所は、保護者等からの相談や事業全般に係る要望、苦情に適切に対応する体制を整えるために、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員会を設置し、苦情に対して必要な措置を講じる。

2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。

3 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

(記録の整備)

第16条 当所は、特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(1) 保育の提供に当たっての計画

(2) 保育に係る必要な事項の提供の記録

(3) 市町村への通知に係る記録

(4) 苦情の内容等の記録

(5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(その他の事項)

第17条 この規程に定めるもののほか、保育所の管理に必要な事項は、所長がその都度定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成29年教委訓令第1号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年教委訓令第4号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則 (平成31年教委訓令第1号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則 (令和元年教委訓令第6号)

この訓令は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和2年教委訓令第5号)

この訓令は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則 (令和3年教委訓令第4号)

この訓令は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和3年教委訓令第6号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年教委訓令第5号）

この訓令は公布の日から施行し、改正後の 美浦村立木原保育所運営規程の規定は 令和4年4月1日から適用する。

別表1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

1 保護者会費	年間 3,600円 (観劇代、運動会・クリスマス会・進級等事業及びプレゼント代、慶弔費等)
2 日本スポーツ振興センター掛金	年間240円(掛金の一部)を負担。 事故に備え、全所児が加入する。
3 新年度教材費	クレヨン・はさみ・カラー帽子等個人で使用する用品を入所時に希望購入 使用する用品・集金額は年齢によって異なる。
4 各自用意するもの	保育所指定の園服、紺半ズボン、カバン(3歳以上児) ・お昼寝用の布団、コップ・おしぼりなど
5 副食費	月額4,400円(3歳以上児) ※年収360万円未満相当世帯の子ども及び全ての世帯の第3子以降の子どもに対する副食(おかず・おやつ等)の費用については免除とする。

別表2 特定教育・保育の質の向上を図るために要する費用

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
親子遠足 (3・4・5歳児)	バス代・入園料	約6,000円
5歳児園外保育	バス代・入園料	約5,000円

○美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条～第3条）

第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第4条）

第2節 運営に関する基準（第5条～第34条）

第3節 特例施設型給付費に関する基準（第35条・第36条）

第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第37条）

第2節 運営に関する基準（第38条～第50条）

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）

第4章 雑則（第53条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例の用語の意義は、法、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の定めるところによる。

（一般原則）

第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

- 2 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するように努めなければならない。
- 3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

(利用定員)

第4条 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）は、その利用定員（法第27条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を20人以上とする。

2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

(1) 認定こども園 法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分

(2) 幼稚園 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分

(3) 保育所 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分

第2節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディ・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で

接続した電子情報処理組織をいう。

5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育

の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第42条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等を確認するものとする。

(支給認定の申請に係る援助)

第9条 特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 特定教育・保育施設は、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りではない。

(心身の状況等の把握)

第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(小学校等との連携)

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(教育・保育の提供の記録)

第12条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあつては法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあつては法第28条第2項第3号に規定する市町村が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあつては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあつては法第28条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算

定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用

(2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用

(3) 食事の提供に要する費用（法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）

(4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

（施設型給付費等の額に係る通知等）

第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。）の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を支給認定保護者に対して交付しなければならない。

（特定教育・保育の取扱方針）

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）

(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。） 次号及び第4号に掲げる事項

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）

(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針

2 前項第2号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に掲げるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。

(特定教育・保育に関する評価等)

第16条 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第17条 特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(支給認定保護者に関する市町村への通知)

第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 提供する特定教育・保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定教育・保育の提供を行う日（法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期

を含む。以下この号において同じ。)及び時間、提供を行わない日

- (5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払いを
求める理由及びその額
- (6) 第4条第2項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員
- (7) 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっ
ての留意事項(第6条第2項及び第3項に規定する選考方法を含む。)
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第21条 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し、適切な特定教育・
保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければ
ならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教
育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定
教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでな
い。

3 特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確
保しなければならない。

(定員の遵守)

第22条 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を
行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の
増大への対応、法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉
法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他の
やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(掲示)

第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所
に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の
特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければ
ならない。

(支給認定子どもを平等に取り扱う原則)

第24条 特定教育・保育施設においては、支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、支給認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその支給認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかななければならない。

(情報の提供等)

第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合

において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第29条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族（以下この条において「支給認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善

の内容を市町村に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第31条 特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第33条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第34条 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなけ

ればならない。

- (1) 第15条第1項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画
- (2) 第12条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録
- (3) 第19条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3節 特例施設型給付費に関する基準

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（幼稚園又は認定こども園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校

就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。次項において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」とする。

第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

(利用定員)

第37条 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあつては、その利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を1人以上5人以下、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。）及び小規模保育事業B型（同省令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。）にあつては、その利用定員

の数を6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同省令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。）にあつては、その利用定員の数を6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては、その利用定員の数を1人とする。

- 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

- 第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する運営規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

- 第39条 特定地域型保育事業者は、支給認定保護者から利用の申込みを受け

たときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

- 2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業者の法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。
- 3 前項の特定地域型保育事業者は、前項の選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。
- 4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第54条第1項の規定により村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者は、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。この

項において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると村が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

- (1) 特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- (2) 必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。)を提供すること。
- (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子ども(事業所内保育事業を利用する支給認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、前項本文の規定にかかわらず、当該乳幼児の障がい、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設(児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。)その他の村の指定する施設(以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると村が認めるものにおいて居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。

3 事業所内保育事業を行う者であつて、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものについては、第1項本文の規定にかかわらず、

連携施設の確保に当たって、第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

- 4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第50条において準用する第14条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第3号に規定する市町村が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。

- 2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

- 3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要で

あると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品の購入に要する費用

(2) 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用

(3) 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

(4) 前各号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(特定地域型保育の取扱方針)

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子ども心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

(特定地域型保育に関する評価等)

第45条 特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第50条において準用する第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する特定地域型保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定地域型保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日
- (5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 利用定員
- (7) 特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（第39条第2項に規定する選考方法を含む。）
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定地域型保育事業の運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第48条 特定地域型保育事業者は、利用定員の定員を超えて特定地域型保育

の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第46条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(記録の整備)

第49条 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第44条に定めるものに基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画

(2) 次条において準用する第12条に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項の提供の記録

(3) 次条において準用する第19条に規定する村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「施設型給付費(法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。)」とあるのは「地域型保育給付費(法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項において同じ。)」と読み替えるものとする。

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（次条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、本章（第39条第2項及び第40条第2項を除く。）の規定を適用する。

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、本章の規定を適用する。

第4章 雑則

（委任）

第53条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、法の施行の日から施行する。

(特定保育所に関する特例)

第2条 特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあつては、当分の間、第13条第1項中「（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が」と、「定める額とする。）をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）」と、同条第2項中「（法第27条第3項第1号に規定する額」とあるのは「（法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市町村の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。

2 特定保育所は、市町村から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(施設型給付費等に関する経過措置)

第3条 特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合には、当分の間、第13条第1項中「法第27条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する市町村が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第2号ロ（1）に規定する市町村が定める額」と、同条第2項中「法第27条第3項第1号に規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当

該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額) 及び同号ロに規定する市町村が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第9条第1項第2号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額) 及び同号ロ(2)に規定する市町村が定める額」とする。

- 2 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合においては、当分の間、第43条第1項中「法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する市町村が定める額」と、同条第2項中「法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額) 及び同号イ(2)に規定する市町村が定める額」とする。

(利用定員に関する経過措置)

第4条 小規模保育事業C型にあつては、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、第37条第1項中「6人以上10人以下」とあるのは「6人以上15人以下」とする。

(連携施設に関する経過措置)

第5条 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができる」と村が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

○美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成27年美浦村条例第12号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号並びに法附則第9条第1項各号に規定する政令で定める額を限度として教育・保育給付認定保護者（法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。以下同じ。）の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して村が定める額（以下「利用者負担額」という。）を定めるものとする。

（利用者負担額）

第2条 次の教育・保育給付認定子ども（法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。以下同じ。）に係る教育・保育給付認定保護者の利用者負担額は、零とする。

- (1) 法第19条第1項第1号に該当する教育・保育給付認定子ども
- (2) 法第19条第1項第2号に該当する教育・保育給付認定子ども（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある教育・保育給付認定子ども（法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育を受ける者を除く。次項において「特定満3歳以上保育認定子ども」という。）を除く。）

2 法第19条第1項第3号に該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを含む。次条において「満3歳未満保育認定子ども」という。）に係る教育・保育給付認定保護者の利用者負担額は、規則で定める額とする。

（利用者負担額の減免）

第3条 村長は、規則で定める事由に該当する満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が前条第2項の利用者負担額を負担することができないと認めるときは、当該教育・保育給付認定保護者の申請により、こ

れを減免することができる。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(美浦村立美浦幼稚園利用者負担額及び預かり保育料徴収条例の廃止)

2 美浦村立美浦幼稚園利用者負担額及び預かり保育料徴収条例（平成27年美浦村条例第10号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例による改正後の美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる教育・保育に係る利用者負担額について適用し、同日前に行われた教育・保育に係る利用者負担額については、なお従前の例による。

○美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

目次

- 第1章 総則（第1条～第22条）
- 第2章 家庭的保育事業（第23条～第27条）
- 第3章 小規模保育事業
 - 第1節 通則（第28条）
 - 第2節 小規模保育事業A型（第29条～第31条）
 - 第3節 小規模保育事業B型（第32条・第33条）
 - 第4節 小規模保育事業C型（第34条～第37条）
- 第4章 居宅訪問型保育事業（第38条～第42条）
- 第5章 事業所内保育事業（第43条～第49条）
- 第6章 雑則（第50条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16の規定に基づき、家庭的保育事業等（法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例の用語の意義は、法及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）において使用する用語の例による。

（最低基準の目的）

第3条 この条例で定める最低基準は、利用乳幼児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（家庭的保育事業所等の管理者を含む。以下同じ。）が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第4条 村長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、家庭的保育事業等を行う者（以下「家庭的保育事業者等」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 村は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と家庭的保育事業者等）

第5条 家庭的保育事業者等は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている家庭的保育事業者等においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（家庭的保育事業者等の一般原則）

第6条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、次条第2号、第15条第2項及び第3項、第16条第1項並びに第17条において同じ。）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（保育所等との連携）

第7条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、第8条第1項、第15条第

1 項及び第 2 項、第 16 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項、第 17 条並びに第 18 条第 1 項から第 3 項までにおいて同じ。) は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 6 条第 1 項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第 3 号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定子ども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第 6 条の 3 第 1 2 項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあつては、第 43 条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2 村長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第 2 号の規定を適用しないことができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると村が認める者（家庭的保育事業者等と非常災害）

第8条 家庭的保育事業者等は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

（家庭的保育事業者等の職員の一般的要件）

第9条 家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等）

第10条 家庭的保育事業者等の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第11条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するとき、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りではない。

（利用乳幼児を平等に取り扱う原則）

第12条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第13条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第14条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第15条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 家庭的保育事業所等には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

4 居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

5 居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

(食事)

第16条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等内で調理する方法（第11条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含

有するものでなければならない。

- 3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。
- 5 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(食事の提供の特例)

第17条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

- (1) 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等であり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
 - (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
 - (3) 調理業務の受託者を、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。
 - (4) 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供やアレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
 - (5) 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。
- 2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

(1) 連携施設

(2) 当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業（法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。以下同じ。）若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等

(3) 学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第2項に規定する義務教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場（家庭的保育事業者等が前2号に掲げる搬入施設の確保が著しく困難であると村が認める地域において家庭的保育事業等を行う場合に限る。）

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として村が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第24条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第2条第2項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

（利用乳幼児及び職員の健康診断）

第18条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。

3 第1項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は

利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置を解除又は停止する等必要な手続きをとることを、家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。

4 家庭的保育事業等の職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(家庭的保育事業所等内部の規程)

第19条 家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営について重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 家庭的保育事業等の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項

(家庭的保育事業所等に備える帳簿)

第20条 家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。

(秘密保持等)

第21条 家庭的保育事業者等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第22条 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関する利用乳幼児又はそ

の保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関し、当該保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置に係る村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 家庭的保育事業

(設備の基準)

第23条 家庭的保育事業は、次条第2項に規定する家庭的保育者の居宅その他の場所（保育を受ける乳幼児の居宅を除く。）であつて、次の各号に掲げる要件を満たすものとして、村長が適当と認める場所（次条において「家庭的保育事業を行う場所」という。）で実施するものとする。

- (1) 乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。
- (2) 前号に掲げる専用の部屋の面積は、9.9平方メートル（保育する乳幼児が3人を超える場合は、9.9平方メートルに3人を超える人数1人につき3.3平方メートルを加えた面積）以上であること。
- (3) 乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。
- (4) 衛生的な調理設備及び便所を設けること。
- (5) 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭（付近にあるこれに代わるべき場所を含む。次号において同じ。）があること。
- (6) 前号に掲げる庭の面積は、満2歳以上の幼児1人につき、3.3平方メートル以上であること。
- (7) 火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的実施すること。

(職員)

第24条 家庭的保育事業を行う場所には、次項に規定する家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。

- (1) 調理業務の全部を委託する場合
- (2) 第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合

- 2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、村長が行う研修（村長が指定する茨城県知事その他の

機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると村長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者
- (2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者

3 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者(村長が行う研修(村長が指定する茨城県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者であつて、家庭的保育者を補助するものをいう。第35条第2項において同じ。)とともに保育する場合には、5人以下とする。

(保育時間)

第25条 家庭的保育事業における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家族の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者(次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。)が定めるものとする。

(保育の内容)

第26条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

(保護者との連絡)

第27条 家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3章 小規模保育事業

第1節 通則

(小規模保育事業の区分)

第28条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。

第2節 小規模保育事業A型

(設備の基準)

第29条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (4) 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号並びに第34条第4号及び第5号において同じ。）、調理設備及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。
 - ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
 - イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー

		<ul style="list-style-type: none"> 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	<ul style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	<ul style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	<ul style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	<ul style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 小規模保育事業所A型の調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）以外の部分と小規模保育事業所A型の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 小規模保育事業所A型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 小規模保育事業所A型のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(職員)

第30条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号におい

て同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(準用)

第31条 第25条から第27条までの規定は、小規模保育事業A型について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模保育事業A型を行う者(第31条において準用する次条及び第27条において「小規模保育事業者(A型)」という。)」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者(A型)」とする。

第3節 小規模保育事業B型

(職員)

第32条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として村長が行う研修(村長が指定する茨城県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B

型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(準用)

第33条 第25条から第27条まで及び第29条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模保育事業B型を行う者(第33条において準用する次条及び第27条において「小規模保育事業者(B型)」という。)」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者(B型)」と、第29条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」とする。

第4節 小規模保育事業C型

(設備の基準)

第34条 小規模保育事業C型を行う事業所(以下「小規模保育事業所C型」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業C型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (4) 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (7) 保育室等を2階以上に設ける建物は、第29条第7号に掲げる要件に該当するものであること。

(職員)

第35条 小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所C

型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所C型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とする。

(利用定員)

第36条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

(準用)

第37条 第25条から第27条までの規定は、小規模保育事業C型について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業C型を行う者（第37条において準用する次条及び第27条において「小規模保育事業者（C型）」という。）」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（C型）」とする。

第4章 居宅訪問型保育事業

(居宅訪問型保育事業)

第38条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。

- (1) 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育
- (2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育
- (3) 法第24条第6項に規定する措置に対応するために行う保育
- (4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと村が認める乳幼児に対する保育

(設備及び備品)

第39条 居宅訪問型保育事業者が当該事業を行う事業所には、事業の運営を

行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(職員)

第40条 居宅訪問型保育事業において家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は1人とする。

(居宅訪問型保育連携施設)

第41条 居宅訪問型保育事業者は、第38条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の村の指定する施設（この条において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

(準用)

第42条 第25条から第27条までの規定は、居宅訪問型保育事業について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」とする。

第5章 事業所内保育事業

(利用定員の設定)

第43条 事業所内保育事業を行う者（以下この章において「事業所内保育事業者」という。）は、次の表の左欄に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるその他の乳児又は幼児（法第6条の3第12項第1号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児をいう。）の数を踏まえて村が定める乳幼児数以上の定員枠を設けなければならない。

利用定員数	その他の乳児又は幼児の数
1人以上5人以下	1人
6人以上7人以下	2人
8人以上10人以下	3人
11人以上15人以下	4人
16人以上20人以下	5人

2 1人以上25人以下	6人
2 6人以上30人以下	7人
3 1人以上40人以下	10人
4 1人以上50人以下	12人
5 1人以上60人以下	15人
6 1人以上70人以下	20人
7 1人以上	20人

(設備の基準)

第44条 事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。以下この条、第46条及び第47条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室（当該保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第5号において同じ。）及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものを受け入れる場合にあっては、当該児童を含む。以下この章において同じ。）を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所型事業所内保育事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）、調理室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。

(8) 保育室等を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。

ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同

		<p>条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>
--	--	--

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその1に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 保育所型事業所内保育事業所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当ものを除く。以下このエにおいて同じ。）以外の部分と保育所型事業所内保育事業所の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア） スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

（イ） 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 保育所型事業所内保育事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 保育所型事業所内保育事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(職員)

第45条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることはできない。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。

(連携施設に関する特例)

第46条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、第7条第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

(準用)

第47条 第25条から第27条までの規定は、保育所型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「保育所型事業所内保育事業を行う者(第47条において準用する次条及び第27条において「保育所型事業所内保育事業者」という。)」と、第26

条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「保育所型事業所内保育事業者」とする。

(職員)

第48条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として村長が行う研修（村長が指定する茨城県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(準用)

第49条 第25条から第27条まで及び第29条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第49条において準用する次条及び第27条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第29条中「小規模保育事業所A型」とある

のは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。）」と同条第4号中「次号」とあるのは「第49条において準用する第29条第5号」とする。

第6章 雑則

（委任）

第50条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（食事の提供の経過措置）

第2条 この条例の施行の日の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設若しくは事業を行う者（次項において「施設等」という。）が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間は、第16条、第23条第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第24条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第29条第1号（調理設備に係る部分に限る。）（第33条及び第49条において準用する場合を含む。）、第30条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第32条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第34条第1号（調理設備に係る部分に限る。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第35条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第44条第1号（調理室に係る部分に限る。）及び第5号（調理室に係る部分に限る。）、第45条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）並びに第48条第1項本文（調理員に係る業務に限る。）の規定は、適用しないことができる。

2 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業（第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得

た施設等については、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間は、第16条、第23条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第24条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法（第11条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

（連携施設に関する経過措置）

第3条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると村が認める場合は、第7条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

（小規模保育事業B型等に関する経過措置）

第4条 第32条及び第48条の規定の適用については、第24条第2項に規定する家庭的保育者又は同条第3項に規定する家庭的保育補助者は、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、第32条第1項及び第48条第1項に規定する保育従事者とみなす。

（利用定員に関する経過措置）

第5条 小規模保育事業C型にあつては、第36条の規定にかかわらず、この条例の施行日から起算して5年を経過する日までの間、その利用定員を6人以上15人以下とすることができる。

（母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う経過措置）

第6条 この条例の公布の日から次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成26年法律第28号）第2条の施行の日の前日までの間は、第38条第4号中「母子及び父子並びに寡婦福祉法」とあるのは「母子及び寡婦福祉法」と、「第7条第5項」とあるものは「第7条第4項」とする。

（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）

第7条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第30条第2項各号又は第45条第2項各号に定める数の合計数が1となる時は、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となる時は、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると村長が認める者を置かなければならない。

第8条 前条の事情に鑑み、当分の間、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

第9条 附則第7条の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この条において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると村長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第10条 前2条の規定を適用する時は、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第30条第3項若しくは第45条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2条の規定の適用がないとした場合の第30条第2項又は第45条第2項により算定されたものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。

附 則（平成28年条例第16号）

この条例は、公布の日から施行し、平成28年6月1日から適用する。

附 則（平成30年条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

○美浦村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例の用語の意義は、法の定めるところによる。

(最低基準の目的等)

第3条 この条例に定める基準（次条において「最低基準」という。）は、放課後児童健全育成事業を利用している児童（以下「利用者」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第4条 村長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 村は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

3 放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

4 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(放課後児童健全育成事業者の一般原則)

第5条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立

等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。
- 5 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（放課後児童健全育成事業者と非常災害対策）

第6条 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

（放課後児童健全育成事業の職員の一般的要件）

第7条 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（職員の知識及び技能の向上等）

第8条 放課後児童健全育成事業の職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（設備の基準）

第9条 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並び

に静養するための機能を備えた区画（以下この条において「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 専用区画の面積は、利用者一人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。

3 専用区画並びに第1項に規定する設備及び備品等（次項において「専用区画等」という。）は、専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。

（職員）

第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。）をもってこれに代えることができる。

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当するものであって、都道府県知事が行う研修を修了した者でなければならない。

(1) 保育士の資格を有する者

(2) 社会福祉士の資格を有する者

(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（以下この項において「高等学校卒業者等」という。）であって、2年以上児童福祉事業に従事した者

(4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者

(5) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程

を修めて卒業した者

(6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者

(7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、村長が適当と認めた者

(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、村長が適当と認めたもの

4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する利用者の数は、おおむね40人以下とする。

5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(利用者平等に扱う原則)

第11条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第12条 放課後児童健全育成事業の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第13条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を

講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(運営規程)

第14条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 開所している日及び時間
- (4) 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額
- (5) 利用定員
- (6) 通常の実業の実施地域
- (7) 事業の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他事業の運営に関する重要事項

(放課後児童健全育成事業者が備える帳簿)

第15条 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。

(秘密保持等)

第16条 放課後児童健全育成事業の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第17条 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

（開所時間及び日数）

第18条 放課後児童健全育成事業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則とし、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、放課後児童健全育成事業所ごとに開所する時間を定める。

(1) 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間

(2) 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間

2 放課後児童健全育成事業者は、1年につき250日以上を原則とし、地域児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、放課後児童健全育成事業所ごとに開所する日数を定める。

（保護者との連絡）

第19条 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

（関係機関との連携）

第20条 放課後児童健全育成事業者は、村、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。

（事故発生時の対応）

第21条 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事

故が発生した場合は、速やかに、村、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(その他)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、村長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

(職員の経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了した者」とあるのは、「修了した者（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。

(設備の基準に関する経過措置)

- 3 施行日の前日において現存する放課後児童健全育成事業所の中で、第9条第2項に定める面積基準を満たさないものについては、平成32年3月31日までの間、同項の規定は適用しないことができる。
- 4 施行日の前日において現存する放課後児童健全育成事業所の中で、第10条第4項に定める利用者数の基準を満たさないものについては、平成32年3月31日までの間、同項の規定は適用しないことができる。

附 則（平成30年条例第20号）

この条例は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。